

## 年金受取ご予約定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕に基づき取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

### 1.（預入対象者）

「年金受取ご予約サービス申込書」により、当行に公的年金の受取を予約された満55才以上、かつ、年金受取開始7か月前までの個人の方に限ります。

### 2.（預入れ）

この預金の預入れは一口100円以上とし、最高100万円まで預入れできます。

### 3.（利息）

（1）この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書の記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。

①解約の場合 解約日における普通預金の利率

②書替継続の場合 書替日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期預金〔1年もの〕の利率

### 4.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2019年10月1日現在